

船舶検査心得の一部改正について

1. 経緯

国際海事機関（IMO）において、産業人員運送の安全に関する国際コードの新規制定及び産業人員コードの義務化を目的とした「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」附属書の改正案が採択され、同改正が令和 6 年 7 月 1 日に発効することに伴い、我が国の国内法令において当該改正内容を担保するため、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）を改正したところ。同規則にあっては、「産業人員等運送船」により運送される「産業人員」は「その他の乗船者」に包含されるものとしているところ、当該関係性を明確化するため、今般、船舶検査心得の改正を行うこととした。更に、船舶検査心得 1-1 の 2.0(b)(2) で規定する「その他の乗船者」にあつては、当該定義において不明確な内容が含まれていたところ、これをより明確化することとする。

また、平成 15 年 7 月 1 日、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第 79 号）の施行によって、「推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の運送の用に供する非自航船」であり、かつ、「専ら廃油を貯蔵する船舶」（以下「廃油バージ」という。）について、新たに船舶安全法第 2 条第 1 項の適用対象としたところ。当該改正は、船体損傷や沈没等による油の流出防止を目的とするものであるが、一方で、廃油に含まれる油分量は少ないものであること、海洋汚染等防止法において 200m³ 未満の油を搭載する船舶はタンカー以外のものとして取り扱っていることに鑑みて、今般、廃油バージが船舶安全法の適用除外であることを明確化することとする。

さらに、遠隔支援業務に係る事業場の認定に関する認定基準の明確化及びその他所要の改正を行う。

2. 施行日

決裁日